

令和6年度 第3回下水道事業審議会 議事録（要旨）

発言者	発言内容
	1. 開会
	2. 議事
会長	<p>本日もよろしくお願いいいたします。 傍聴は待たなくて良いですか。</p>
事務局	<p>傍聴は 13 時 10 分までに受付を済ませた方となりますので、本日の傍聴人はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>今回は審議会の開催を広報誌にも掲載したので、傍聴人が来るかもしれないとのことでしたが、傍聴者はなしとのこと、進めさせていただきます。</p> <p>1 回目、2 回目が 5 月と 8 月にありまして、本日は 3 回目となります。内容としましては、前回審議会の振り返りと使用料見直し案というところがあって、その後に、答申書の案について審議していきたいと思えます。</p> <p>本日も円滑な運営にご協力お願いいいたします。それでは審議会の資料につきまして、前半の振り返りのところまで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは皆様よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日は第 3 回目の審議会ということで、早速始めさせていただきます。</p> <p>第 2 回の振り返りですが、まず最初に、使用料収入と使用料対象経費についてです。</p> <p>使用料対象経費が使用料収入を上回り、その不足分が他会計繰入金等で賄われているという状況になっております。こちらの表で見させていただきますと、令和 8 年度の使用料対象経費が約 2 億 6,000 万で、それに対して、使用料収入が約 2 億円となっております。</p> <p>したがいまして、不足分が約 6,000 万となっておりますので、2 億円の使用料収入に対して、6,000 万円の不足であり、約 30%の改定が必要であるというふうに考えております。</p> <p>使用料対象経費の内訳について説明させていただきます。</p> <p>青色の部分の一番大きいところが使用料対象経費のうち、委託料になります。続きまして、赤色が減価償却費、薄い青色が修繕料、ピンクが職員給与費、黒い色の部分はその他の経費となっております。</p>

	<p>一番大きいのが、委託料となっており、概ね7割から8割程度が委託料となっております。</p> <p>続きまして先ほどの使用料対象経費のうち、委託料の内訳を詳細に示させていただきます。資料で言うところの5ページとなっております。</p> <p>委託料の中でも一番大きいものは、維持管理委託料となっております。概ね施設管理の委託料ですが、それが約75%を占めております。続きまして、汚泥処分委託料が1,900万で、その他に多いものとしては使用料の収納業務の委託料と続いており、こちらが令和5年度の決算の内訳で、使用料収入が約3,600万不足している状況です。</p> <p>続きまして、令和8年度の見込みになりますが、同じように、委託料が最も大きい額を占めております。</p> <p>また、使用料収入と使用料対象経費を比較すると、約5,570万の不足となっており、約27%の不足です。</p> <p>令和8年度の見込みの内訳としては、以上です。</p> <p>続きまして、資料7ページです。経費回収率100%以上というものを目標とする場合、改定率は30%が必要となると、考えられます。まず第2回の振り返りとしましては、以上です。</p>
会長	ここまででご質問等がございましたらよろしくお願ひします。
委員	改定率は30%で決まりですか。
事務局	決まりです。
会長	一般会計からの繰入金はどうですか。資料にはありませんでしたが、今どのくらいの金額を繰入していて、改定するとどのくらいの金額になるとかは分かりますか。
事務	改定により増えた分だけ、繰入金は減額となります。 現状、汚水分と雨水分で年間約7億円の繰入となっております。
会長	雨水分は仕方がないですね。
事務局	雨水分で約3億の繰入金となっており、約4億が汚水分となっております。 改定による増額が約6,000万円ですので、汚水分の繰入金が約3億5,000万となる見込みです。
会長	一般会計からの繰入金は税金です。税金ですと、市民全員からいただいておりますので、受益者負担を適正にすることが必要となります。
委員	水道料金はあがるのですか。
事務局	現状、料金を上げるという話は聞いておりません。

会長	<p>水道料金と下水道使用料と一緒に徴収されています。凡そ水道料金が3分の2くらいで、下水道使用料が3分の1くらいになっていると思いますので、3割上がった実感が無いと思います。</p> <p>3分の1の3割が上がるイメージですね。水道料金が上がったらまた別ですが。</p>
委員	<p>市民の方には、30%改定するという説明をしないとイケませんよね。上下水道併せて10%程しか上がってないように感じますが、下水道使用料は30%上がっていますので、市民へ説明する際には、どうして30%なのかを納得していただく説明の方法を考えていく必要があります。</p> <p>経費が上がっているのに30%というだけでは難しいのではないかと思います。</p>
委員	<p>私の家庭では1ヶ月で500円位上がって、年間で約6,000円上がります。高齢者2人世帯ですので、一番多いと思います。</p> <p>どの様に説明するかが大事で、我々市民には選択肢がありません。値上げするので、下水道を辞めることができませんから、丁寧な説明を行っていただきたいと思います。</p>
会長	しばらくは大丈夫ですよ。
事務局	<p>令和8年から12年度は30%の改定で、経費回収率100%を達成できる見込みとなっております。</p> <p>その後はまた、令和8年から12年度の間、経費回収が今後先の5年間でどうなるのかということ、当然また見ていく必要があり、同じような会をするかどうかは別として、5年に1度は使用料対象経費、使用料収入の推移をきちんと見極め、今の使用料体系でいけるのかどうかという検討をしていく予定です。</p>
会長	数年に1回は経営シミュレーションを自治体として実施するよう言われています。次回はおそらく大丈夫ですよ。
委員	今回の会までに長期間検討していなかったということです。
会長	それが一番大きいですよ。
委員	ある程度の期間ごとに検討と改定をしていけば、これほど大きい改定率はなかったと思います。
会長	何年していないのですか。
委員	18年ですよ。
事務局	18年です。
会長	<p>そこが問題です。</p> <p>それ程長い期間していなかったのが、ようやく顕在化して、ようやくすることになったと。どうして30%の改定率なのかはそこです。</p>

事務局	その点も含め、資料等もお示ししながら、説明することになるかどうかと思います。
会長	10年くらい前に改定の話はあったのですか。
事務局	ありませんでした。
会長	経営戦略等が言い出されたのも数年前からで、おそらく検討がされてなかったと思われれます。
事務局	平成30年度くらいから経営戦略の作成や改定などが頻繁に言われてきました。
会長	田舎の方ですと、経営戦略を作成しないと、国からの交付金が交付されない等があり、ようやく数年前から経営戦略を作成して、きちんと見ていきなさいという流れが出来上がりました。
委員	会計制度も違っていました。洲本市では平成30年度から変わっています。 下水道事業の会計制度が昔はお金の出入りだけ見ていたのが、減価償却費等も見ることとなり、企業に近い形で収支を見るようになっていきます。
会長	洲本市ではいつから法適化していますか。
事務局	平成30年度からしています。
会長	貸借対照表の概念がそれまでは無かったのですね。
委員	減価償却がなければ、運営できていたということですか。
事務局	減価償却という概念が無い代わりに、元金償還がありました。
委員	それは減価償却と同等くらいですか。
会長	下水道事業の場合、借金の返済額が大きくなります。 特にバブル時代に借入をしているので、利率が数%あり、下水道事業ではそれが非常に大きくて、なかなか償還が進まないというのが多く見受けられます。元利均等で借入をしているのでしょうか。
事務局	最近では元金均等で償還を行っています。
委員	昔だったら地方債を発行したらその裏打ちで、国から交付金などでもらうのではないですか。 減価償却が無かったころの昔に借入をした分についてですが、発行した地方債の内、何割は国から交付金があるのではなかったでしょうか。
事務局	概ね5割程度です。 今も国からは発行した下水道事業債のうち約5割は普通交付税として、一般会計へ交付されています。
委員	それを差し引きした減価償却費となっているのですか。

事務局	<p>減価償却費は普通交付税分の差し引きはしておりません。</p> <p>こちらの表の赤色の部分が減価償却費となっております。本来はもっと大きい金額が減価償却費としてあります。一般会計が負担する分として繰出基準がありますが、そこに含まれる減価償却費については、ここからは抜いております。</p>
委員	<p>国から貰っているお金の分は、そのグラフからは抜いてあるということですね。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。</p> <p>減価償却費と元金償還の大きな違いは、減価償却費の場合、管渠では耐用年数は50年ありますが、銀行から借入をする場合、耐用年数と同じ年数の50年間の借入は通常あり得ません。</p>
会長	<p>洲本市ではどのくらいの償還期間としているのですか。</p>
事務局	<p>通常20年で借り入れをしており、借入後10年で借り換えをしているパターンが多いです。地方債によっては40年で借入をしているものもあります。</p>
会長	<p>令和7年度から令和8年度にかけて、減価償却が増えているのは何があるのですか。</p>
事務局	<p>令和7年度に完了する予定の大規模工事があるためです。令和6年度から工事を開始し、令和7年度に完了する工事や令和7年度の単年で完了する工事等です。</p>
会長	<p>何関係の工事ですか。</p>
事務局	<p>処理場の機械関連の工事、一部処理場の耐震化工事が含まれています。</p>
会長	<p>処理場は現時点で何年経過していますか。</p>
事務局	<p>供用開始が平成5年ですので、約30年が経過しています。</p>
会長	<p>20年くらい経過すると、機械関連設備の更新をする必要があります、30年経過していると、ほぼほぼやり替える必要があります。</p>
事務局	<p>一度に全てを更新するのではなく、既に一部の機械は更新を行っております。</p>
会長	<p>それにしても金額が大きいですね。約2,000万円増える見込みですか。</p>
委員	<p>説明の際には、必要な投資があり、これだけ経費が増加するということを、もう少しビジュアル的に示す必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>どの処理場やどこの管路の整備等を具体的な情報を提供すると納得される方もいらっしゃると思います。</p> <p>減価償却費と言われても、理解しがたい部分があるのではないでし</p>

	ようか。
会長	これまで投資はあまり実施していなかったのでしょうか。
事務局	これまでも投資はしておりますが、大規模な取替工事が令和 7 年度に完了するため、令和 8 年度に減価償却費が大きく増加しています。
委員	令和 6 年度、7 年度で約 40 億ですか。
会長	数億円です。 令和 6 年度と令和 7 年度の建設改良費はどの程度ですか。
委員	確か第 1 回目の審議会資料に記載があったと思います。
事務局	汚水事業の建設改良費の見込は、令和 6 年度で約 7.5 億、令和 7 年度で約 8.7 億円となっております。
会長	その大部分は処理場ですか。
事務局	おっしゃるとおり、大部分は汚水処理場で、一部管渠工事も含まれております。
会長	下げることが出来る経費はもうないのですよね。 青色で示されている委託料は難しいですか。
事務局	難しいです。
会長	若干増えていっています。
事務局	おっしゃるとおり増える見込みです。 処理場の維持管理経費が主なものとなっております。
会長	若干の変動があるのは何かあるのでしょうか。小さい金額ですが。
事務局	汚泥の処分費用は年々増加する見込みです。それは、使用料収入の増加に合わせて、処理場に流入する汚水量も増える見込みであり、それに伴って処分する汚泥量も増加する見込みとなっているためです。
会長	収入の推移はどのようになっていますか。
事務局	3 ページのグラフでは青色が使用料収入となっております。令和 7 年度までは現状と大きく変わっていませんが、令和 8 年度で大きい所の接続が見込まれますので、収入は伸びています。
会長	使用料が上がれば、節水意識は増えると思いませんか。
事務局	その意識はおそらく増えると思われます。
会長	人口は横ばいの見込みですか。
事務局	洲本市全体では減少傾向ですが、洲本処理区の整備を行っており、区域が年々増えているため、水洗化人口はほぼ横ばいの見込みです。
会長	すごい田舎にも行くのですが、人口減少が大きくて、使用料改定をしても追いつかない自治体もあります。まだ整備の余地があって、水洗化人口が横ばいで推移するので、5 年後は大丈夫であろうということ

	<p>す。</p> <p>スライドの5ページで皆さん何かありますか。</p> <p>施設管理が一番大きくなっていますが、施設はいくつありますか。</p>
事務局	<p>汚水処理場としては3箇所です。洲本と五色と神陽台に1箇所ずつです。</p>
会長	<p>それは変わらないですね。</p>
事務局	<p>各処理区に1箇所、変えようがないと考えています。</p>
会長	<p>施設の統廃合は無理ですね。</p>
事務局	<p>統廃合は距離的にも無理と思われま。</p>
会長	<p>そういう意味で言うと、これ以上の削減は難しいと思われま。</p> <p>汚泥処理が灰色ですが、その上は何になっています。</p>
事務局	<p>使用料の収納業務委託料で、淡路広域水道企業団に委託している業務です。</p>
会長	<p>それも削減は難しそうですね。</p>
事務局	<p>下水道に接続される方の件数が増えると、委託料も増える見込みです。</p>
委員	<p>南海トラフ地震が発生した際の対応として、施設では保険に加入していますか。</p>
事務局	<p>加入しております。</p>
委員	<p>その保険料はどこに含まれますか。</p>
事務局	<p>その他の部分に含まれています。</p>
委員	<p>職員給与費は市職員の給料ですか、それとも委託先の事業者さんの給料ですか。</p>
事務局	<p>我々、市職員分の給料となっています。</p>
会長	<p>今何名ですか</p>
事務局	<p>6名です。</p>
会長	<p>10年前は何名ですか。</p>
事務局	<p>10年前は10名です。</p>
委員	<p>18年間改定を行っていなかったなかで、職員数の減少や包括的民間委託を行っており、そのような取り組みを、この時期に行ったということの時系列的に整理することは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>それは可能です。</p>
委員	<p>そのようなことを実施していったので、これまでは吸収できたということも説明する必要があると思われま。</p> <p>また、平成30年度以前の会計と、今との比較は難しいということ</p>

	しょうか。
事務局	難しいと思われま。
委員	当時でしたら、経費回収率がどの程度だったかっていうのも、今となつては、算出は難しいですか。
事務局	今と同じ形で算出するのは難しいと思われま。
会長	それでは次の説明をしていただきましょうか。
事務局	<p>続きまして、使用料の見直し案となります。資料の 9 ページをご覧ください。</p> <p>使用料単価といたしましてまず基本使用料が、現行使用料では 900 ですが、30%の改定をすると 1,170 円となり、プラス 270 円となります。</p> <p>以下、使用水量に応じて、20 円、120 円等と単価が決められていますが、30%の改定をすると、まず 20 円のもものが 26 円、120 円のもものが 156 円となり、この表にお示ししている金額となります。公衆浴場も同様です。</p> <p>続きまして、島内 2 市との比較になりますが、赤の実線部が使用料改定前の洲本市の下水道使用料、その上の緑が南あわじ市、赤の点線が 30%を改定した後の洲本市の下水道使用料で、青が淡路市の下水道使用料となっております。</p> <p>比較しますと 30%を改定した場合、今一番高い、淡路市と同じぐらいの金額となります。</p>
事務局	<p>続きまして、こちらは参考の資料になりますが、12 ページ以降は県内で洲本市がどのレベルにあるかというのをお示したグラフです。</p> <p>まず 0 m<sup>3</sup>では、県内平均より少し高く、神戸や阪神間は低価となっております。</p> <p>このグラフは 0 m<sup>3</sup>で、同様に 20 m<sup>3</sup>、50 m<sup>3</sup>とお示ししておりますが、基本的には、阪神間であるとか、都市部の方はやはり下水道使用料が安く、但馬、丹波、淡路がどうしても使用料が高い傾向にあります。</p> <p>続きまして水道料金と下水道使用料ですが、本市の下水道使用料は水道料金とあわせて徴収しております。淡路広域水道企業へ徴収事務は委託しています。</p> <p>1 ヶ月当たりの下水道使用料では、各使用水量の改定率は一律 30%ですが、水道料金も含めた改定率は 10%前後となります。</p> <p>このグラフでは基本使用料だけを見ております。現行では、水道の基本使用料は 1,100 円。下水道は 900 円ですが、30%改定した場合、下水道の使用料が 1,170 円となり、改定前が 2,000 円、改定後が 2,270 円となります。</p>

	<p>お送りする納入通知書の方では、プラス 270 円となり、見え方としては 13.5%増えたという見え方になります。</p> <p>続きまして 20 m<sup>3</sup>と 50 m<sup>3</sup>の場合ですと、まず 20 m<sup>3</sup>では水道料金が、4,100 円。下水道使用料が 2,300 円で、合計 6,400 円となっていますが、30%改定すると下水道使用料が 2,990 円となりますので、合計 7,090 円となり、プラス 690 円で、先程同様に 10%増額の見え方となります。50 m<sup>3</sup>についても、同様、概ね 10%増額の見え方となります。</p> <p>こちら最後ですが、令和 5 年度の使用料収入約 1 億 8,980 万に対して、30%の改定があった場合、約 2 億 4,600 万の使用料収入になっていました。</p> <p>最後です。下水道使用料の改定を 30%することで、使用料算定期間として定めた、令和 8 年度から令和 12 年度における経費回収率は、100%を達成する見込みとなっております。これによりまして、独立採算の原則に基づいた下水道事業運営が可能となります。</p> <p>また今後も安定した下水道サービスが提供できるよう、健全な事業運営に努めて参ります。以上です。</p>
会長	今のところでご質問等があればお願いします。
委員	例として 20 m <sup>3</sup> と 50 m <sup>3</sup> を上げていますが、その理由は何かあるのでしょうか。
事務局	<p>20 m<sup>3</sup>は 4~6 人くらいの平均的な家庭を想定して、使用する水量が概ねその程度になるだろうという水量です。</p> <p>50 m<sup>3</sup>は飲食店や小規模な事業所等を想定した水量としており、具体的にお示しする水量として、それぞれを上げております。</p>
会長	20 m <sup>3</sup> の金額はいくらですか。
事務局	20 m <sup>3</sup> では、税抜ですが、合計 6,400 円が 7,090 円になります。
会長	<p>20 m<sup>3</sup>で下水道使用料が約 3,000 円となって、単価が約 150 円/m<sup>3</sup>となります。</p> <p>20 m<sup>3</sup>で 3,000 円と言われているので、今が安いと思います。</p> <p>あと、一律 30%は何か根拠がありましたか。</p>
事務局	どの使用水量区分に多く負担を求めるにあたって、明確な根拠がないため、一律 30%としています。
会長	20 円のところをもっと上げると収入に対するインパクトがあります。10 m <sup>3</sup> までが安いと思います。
事務局	前回の審議会で一律で進めていく方向になりましたので、この度は一律 30%の改定で実施したいと思います。
委員	先般会議の時に、下水道使用料がどのように決まっているか知って

	<p>いるか聞いたところ、大半の方が上水道の半額くらいでは、とのことでした。実際、検針票には計算方法は記載されていません。</p> <p>ということは、皆さんはそんなに下水道使用料のことを知らないと思いますので、このような説明をされてもよく分からない可能性があります。</p> <p>例えば、水道料金が 3,000 円だとしたら、下水道使用料は 1,500 円か 1,600 円くらいなので、水道料金の半分くらいが下水道使用料という感覚で、合計したものを水道料金と認識されているようです。</p>
会長	<p>その感覚で概ね正しいですね。20 m<sup>3</sup>の場合、水道料金が 4,100 円で下水道使用料が 2,300 円となっています。</p>
委員	<p>私の場合、水道料金が 2,970 円で下水道使用料は 1,600 円となっております、合計で約 4,600 円です。</p> <p>これくらいの金額の世帯数が一番多いと思います。</p> <p>それに近所でも 4 人世帯の場合、共稼ぎの方が多く、日中に水道を使用することはないと思います。</p>
委員	<p>今の続きになりますが、水道料金の半額が下水道使用料という認識でした。例えば水道料金が 10,000 円だったら、下水道使用料は 5,000 円といったことが頭にあります。</p> <p>知り合いと話しをしても、水道料金の話題にはなるが、それに伴う下水道使用料の話にはなりません。</p> <p>この度どのような周知をするのかはまだ分かりませんが、下水道使用料が上がりますよと言っても、何のことかと疑問に思われる方も多いかもしいない。</p> <p>また、例えば上下水道料金が合計 11,000 円だったら、改定すると 12,000 円から 13,000 円になり、下水道使用料 30%の改定が分かりにくく感じてしまう。</p> <p>それに下水道使用料は 18 年間据え置きであったが、様々な経費が上がっている中、今後の災害対策経費まではいかなくとも、調査経費も必要となります。色々な企業努力をした結果として、使用料改定に関しては、皆さんに納得していただくよう説明するしかないと思います。</p>
会長	<p>18 年前と比べて、委託料は随分と上がっていますか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、委託料は上がっており、一番大きく上がっていると思われまます。</p> <p>使用料改定を令和 8 年度からと予定しておりますので、令和 7 年度中に広報誌や、検針票を投函する際にチラシも配布するなどの方法で周知させていただきたいと思います。</p>

委員	全国平均は分かりますか。県内平均とあまり変わらないでしょうか。
事務局	全国平均に関しては、調べたことが無いので分かりませんが、県内平均と大きく離れているようには思いません。
委員	他の自治体のこともあるが、自治体ごとに財政状況は異なるので、洲本市として、最善の方法を採用することが必要だと思います。
委員	繰入金は、下水道事業に繰入をしなければ、他の事業に使用することができるのでしょうか。
事務局	繰入金の財源は市税ですので、下水道事業に繰入をしなければ、他の事業に使用することができます。
委員	これまで下水道を接続していない方が、下水道を接続している方のために負担をしていた、ということと言われる可能性があるということですね。
会長	12 ページから 14 ページですが、左側の都市部は人口が多いので、平均より安くなっています。播磨地区で県内平均より安くなっているのはどこでしょうか。
事務局	稲美町と播磨町です。
委員	やはり人口が密集していると、非常に効率よく運営できているということですね。
委員	下水道は災害には強いですか。 20 年前の台風で、物部地区は大きな被害がありましたが、本町側は下水道が完備したおかげで、大きな浸水を免れたという話をよく聞きます。 そういったことを含めた下水道の普及を行っていく必要があるかもしれません。
事務局	台風の関係ですと、雨水事業関連になろうかと思いますが、洲本処理区では洲浜ポンプ場、物部ポンプ場、炬口ポンプ場、中島ポンプ場の 4 箇所ございます。 平成 16 年の台風の後、物部ポンプ場の建設がなされました。その後大きな台風が何度か来ておりますが、物部ポンプ場が稼働しておりますので、その地区で大きな被害はなかったと思います
委員	一般家庭の生活排水に関しても、下水道に接続していれば、外に流れることはないから、助かったという話を聞きますので、そういったことも下水道の普及に向けて、アピールできればよいと思います。
会長	3 割の改定ですので、工夫した説明が必要になり、慎重に検討していただきたいです。それと議会もありますね。
事務局	来年度に議会説明になります。

委員	議員さんは値上げには頭から反対する時がある。こういう問題に関しては、言いにくいことであるが、言ってもらわなければならない。
会長	淡路島内の比較はここでは見せていただきましたが、それは理由になりませんか。一番低いからというのは理由になりません。あくまで参考として、淡路市相当になる程度です。
事務局	参考資料として、お見せする程度になるかと思います。
会長	何故これまで改定をしなかったかを突き詰められそうです。財政もこれまでよく繰入金を入れていましたね。
事務局	非常に助かりました。
委員	繰入が無ければ、借入をするしかないですよ。
事務局	赤字を補てんするための借入が原則できません。
会長	私が財政でしたら、使用料改定をするよう言いますね。18年間改定していませんし。 議会などで説明する際には、18年前の費用と今の費用は持っておいた方が良いでしょう。
委員	水量あたりの施設管理費や光熱水費は用意しておいた方が良いでしょう。
会長	18年前と比べて、借入金返済額自体は減っていますか。
事務局	数年前に残高のピークがありましたので、返済額自体は18年前も今も多いです。
会長	法適化が平成30年度からなので、公営企業としてきちんと経営状況を把握していなかったため、値上げを検討しなかった面があるように思います。 本来、繰入金自体も、何のための繰入金かを分別する必要があります。今、予算取りをしていると思いますが、数年前は、不足分を全額となっており、何のための繰入金とかいうのがなかったと思います。
事務局	おっしゃるとおり、平成30年度以前は、収入と支出を差し引きして、不足分を繰入金として予算要求していました。
会長	最後に皆さんからのご意見をお聞きするとして、一旦ここで資料の説明は終わりにします。 答申の案がお手元に配布されています。事前に委員の皆様方にはお渡しをしております。 1 ページ目は表紙で、市長へ審議会から使用料の在り方について答申をします。 2 ページ目に答申書の「はじめに」があり、ここには公共下水道は平成5年度、特環下水道は平成11年度、コミュニティ・プラントは平成

	<p>8年度から供用されていますとあります。</p> <p>公共下水道は供用開始から約30年経過していて、18年前に一度改定しているのですね。</p>
事務局	<p>市町村合併時に改定をしています。</p> <p>洲本市と五色町の使用料体系が違っていたので、それぞれの間を採るような改定がされています。洲本処理区の方は値上げ、都志処理区は値下げとなっています。</p>
会長	<p>次に、2番の「下水道使用料の在り方」には合併時に使用料改定はなされたが、その後18年間は改定が行われていないところです。</p> <p>その間、職員数の削減であるとか、施設の統廃合で経費削減に取り組んでいますが、これ以上の経費削減は難しいというところで、かつ経費を賄うだけの収入がないという現状です。</p> <p>一般会計繰入金もありますが、今後使用料収入が伸びなければ、繰入金は増加せざるを得ないという中で、改定をせざるを得ないという結論になったと記載しています。</p> <p>ちなみに令和5年度の経費回収率は84.0%で、100%を超えないといけな訳ではないですが、100%を超えないと安定した経営をすることができないので、改定せざるを得ないとなっています。</p> <p>3番目が「使用料算定期間」で、一般的に経営戦略などでは3年から5年に1回、計画を立てた上で、使用料の妥当性を検討するような状況になってきています。3ページに使用料の算定期間は5年間で検討しましたとあります。</p> <p>4番の「改定率」は30%という結論になったと記載しています。</p> <p>3ページの下段は改定前と改定後の単価で、一律どの水量区分も30%の値上げとなっています。</p> <p>4ページの「改定の時期」は令和8年の4月と記載しています。</p> <p>次が6番の「附帯意見」で、(1)から(5)まであります。事前にお渡ししたものでは(5)の耐震化のところが入ってなかったのですが、新たに(5)が追加されています。</p> <p>まず(1)の住民への周知・広報では、受益者負担の観点から、下水道使用料の改定は必要であるが、住民に対し、十分な理解が得られるように下水道事業の現状や使用料改定の必要性について、周知・広報に努めること。</p> <p>(2) 経費削減は、難しいことは承知しているが、今後も汚水処理経費の増加が見込まれているため、より一層の経費削減に取り組むこと。</p> <p>(3) は水洗化率の向上で、全世帯が加入しているわけではないので、</p>

	<p>接続していない者に対しての接続を促して、水洗化率の向上を図り、使用料収入を確保すること。</p> <p>(4) は今後の下水道使用料の検討で、洲本市と五色町の合併時に改定されていますが、その後 18 年間改定されていない状況でしたので、今後、使用料の改定が使用者に過度な負担とならないよう、適正な下水道使用料の在り方について、概ね 5 年を目途に定期的な検討を実施すること。今の予定では 5 年後で、検討した上で、改定しないと思いますが、検討することが大事ですので、これは継続的に実施して下さい。18 年間検討しなかった状況にはならないようにお願いします。</p> <p>また社会情勢等の変化により、経営の悪化が懸念される場合、下水道使用者に過度な負担とならないよう、早い段階からの使用料改定に関して検討するなど、臨機応変に対応すること。</p> <p>(5) は耐震化の関係で、今年の能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生し、さらに大雨で被害が広がっています。上下水道施設において耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化しています。今後発生するとそうていされている「南海トラフ巨大地震」への対策として、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、安定した下水道サービスの提供に努めることと、記載しております。</p> <p>最後 7 番目の結びは、今後人口減少等による使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の適正管理及び老朽化に伴う修繕・更新を計画的に行う必要があり、下水道事業経営の先行きは非常に困難なものと推測されるが、経費削減や水洗化促進に努め、健全な事業運営を図られることを強く要望するとして結んでいます。</p>
会長	<p>最後が審議の経過で、1 回目から 3 回目までの審議の内容を記載しています。</p> <p>4 回目は記載しないのですか。</p>
事務局	<p>4 回目は審議ではなく、答申ですので、審議経過には記載いたしません。</p>
会長	<p>皆様の意見を聴いたうえで、確定するのですが、確定したものを私が代表して市長にお渡しを、年内中にする予定となっています。</p> <p>パブリックコメントは実施しますか。</p>
事務局	<p>来年度になります、実施する予定です。</p>
会長	<p>それでは、せっかくですので、委員の皆様から感想も含めて、一言ずつお願いします。</p>
委員	<p>これまで下水道使用料について考えたことがありませんでした。3 割改定するにあたって、市民の皆さんへ説明する際には、収入を上げない</p>

	<p>といけないが、家の前まで下水道が通っているのに、接続しないというのは、一人世帯や高齢である等が理由であります。次世代のために接続しておく等、土地の売買をする際に接続していると有利である等、というのはあるのですよね。</p>
事務局	<p>建物をそのまま活用されるのであれば、接続していると有利となる可能性はあると思います。</p>
委員	<p>新たに建築する時に、引込はどうですか。</p>
事務局	<p>本管があれば、引込はあります。</p>
委員	<p>自分の家がそれに接続しているかどうかということですね。</p>
委員	<p>公共マスがあれば、敷地の面積に応じた負担金が必要となって、初期導入に費用がかかります。公共マスが設置されてそのままの方もいるし、それに接続している方もいます。</p>
事務局	<p>公共マスの設置までは市で行っております。</p>
委員	<p>ですが、負担金は必要ですよ。</p>
事務局	<p>はい、いただいております。</p>
委員	<p>それが高いと思います。</p>
事務局	<p>1㎡あたり400円で頂いております。</p>
委員	<p>100坪だとどのくらいになりますか。</p>
事務局	<p>おおよそ130,000円になります。</p>
委員	<p>そういうこともあって、敷居が高いと感じている。 それと後継ぎが帰ってくるかどうか不明であるため、接続していない方も多いと思います。</p>
委員	<p>接続していない方にアンケートを取ることや、今後パブリックコメントを実施していただければと思います。</p>
委員	<p>資料等で汚水と表現されていますが、私の感覚では、生活排水と考えています。風呂の水、トイレの水、台所の水等です。汚水となるとトイレの水というイメージです。 先程の災害の時に下水道があって助かったというのは、家庭内で発生する水が全て下水道へ流れ込むので、20年前の台風時には助かったと思います。</p>
委員	<p>企業会計といいながら、儲けるわけでもなく、普通の企業だったら儲からない事業を行っています。 下水道に繋がれば、繋がるほど赤字が発生するようになりました。 すでにインフラとして下水道が整備されている地域に人を呼び込むような施策を、下水道課の話ではないかもしれませんが、市として実施する必要があります。範囲をどんどん拡張するといった無駄なことを</p>

	しないようにお願いしたい。
委員	<p>合併浄化槽の維持管理費と下水道使用料だったら、合併浄化槽の方が高いですか。</p> <p>初期投資は合併浄化槽の方が高いと思います。</p>
事務局	<p>合併浄化槽の維持管理経費には法定点検、これは兵庫県水質保全センターが実施するもので、5,700円です。それと、維持管理業者が行う保守点検を4ヶ月に1回、年間で3回を、一般家庭では行う必要があります。これは浄化槽法で定められているものです。</p>
委員	ポンプの故障はどうなりますか。
事務局	自費負担です。
委員	浄化槽で処理している方はポンプの故障がよくあると聞きます。
事務局	<p>ここにある、法定点検、保守点検、清掃は必ず実施しなければなりません。年間3回の4,500円は私の家庭の場合です。</p> <p>浄化槽内の清掃が約12,000円で、その他にブローヤやポンプ等を動かすための電気代が必要になります。他自治体で浄化槽を入れている方に毎月電気代として1,000円を補助しますというのを見たことがありましたので、年間8,000円程度としています。</p> <p>これですと年間約39,000円で、1ヶ月あたり3,300円程度となり、浄化槽の維持管理費とほぼ同程度となります。</p>
	<p>浄化槽の場合、機械等の故障時は自費での対応となりますが、下水道の場合、機械等はありません。</p>
委員	最初の投資は合併浄化槽の方が高いと思いますが、補助はありますか。
事務局	あります。
委員	公共マスがある場合、下水道に接続する方が得ですか。
委員	新築する際は、下水道に接続しないと建築確認がおりません。
事務局	下水道の供用開始区域では新たに合併浄化槽を設置することはできません。
委員	選択肢がないため、下水道に接続せざるを得ないということです。
事務局	<p>新築の場合は新しく浄化槽を設置することはできませんが、現在浄化槽が入っているところに、下水道が新たに整備された場合は、下水道への接続をお願いするようになります。</p>
委員	<p>30%の改定は決定しましたので、先程の話にもありました、1年と少しの期間でどのように周知するかです。</p> <p>検針票と一緒に案内するのが、一番良いように思います。広報誌だけですと足りないように思います。また、丁寧な説明をお願いします。</p>

	私の住んでいる地域では高齢化が進んでいますが、新築も今年で 3 世帯あり、ほとんどが若い方です。町内会の案内に行った際に、話を聞いたのですが、魅力なのは下水道が完備されていることとおっしゃっていました。
会長	水道料金と一緒に支払っているので、下水道使用料の認識はほとんどの方がありません。
委員	下水道を洲本市が実施して、上水道は 3 市一体で実施していることも知りませんでした。
委員	私もこれまで 3 回審議会に参加させていただきました。仕事柄、下水道にも携わっていましたが、実際にどのような形で、様々な意見がある中、決定されていく過程を実地で勉強させていただく機会を与えていただき、ありがとうございました。事務局の方も毎回、資料をお送りいただき、大変だったと思います。 これは思い付きですが、下水道を利用される方に決済手段、例えばクレジットカード利用であるとか、これは経費の関係もあり難しいかもしれませんが、何か考えてみてはいかがでしょうか。
会長	ポイントを付ける等はいかがでしょうか。
委員	公共料金ではないから自由にできるのではないですか。クーポンの発行とかできるのではないですか。
会長	クーポンとかはいいですね。地元で必ず使用するので、活性化に繋がりますね。 定額減税とかではなく、クーポンを配って欲しいです。
委員	前払をすると安くなるとか。
事務局	前払は難しいです。
委員	過去にこの程度支払っているから、一旦それを支払っておいて、不足があれば、別途請求するようにします。前払の場合は 10%減額しますとか。
会長	ふるさと納税で先に支払しておいて、そのポイントで充当されるとかできそうです。
委員	何かの縛りがあるのですか。市と民間の間のようなようです。
事務局	下水道使用料は税金と同じように差押が可能ですので、公金扱いにはなりません。 そういう意味ではポイント等は難しいと思います。
会長	皆さんありがとうございました。 答申についてはまだ確定ではないので、どのくらいまで皆さんのご意見を受け付けますか。

事務局	<p>何かご意見がございましたら、2週間以内にご連絡をお願いいたします。ご意見がありましたら、それを反映していただき、再度皆様にご確認をお願いします。</p> <p>最後の答申については、会長と事務局で日程調整させていただきます。</p>
会長	<p>そのように進めさせていただきますので、何かありましたら、2週間以内に事務局へご連絡下さい。</p> <p>最後事務局へお返しします。</p>
3. 閉会	
事務局	<p>委員の皆様には、長時間にわたり、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今回をもちまして、委員の皆様が一同に会しての審議は最終回となりますので、最後に会長からご挨拶を頂きたいと思っております。</p>
会長	<p>皆様から色々なご意見をいただき、ありがとうございました。また、3回もご足労いただきありがとうございます。答申ができる見込が立ちました。これも皆様のご協力のお陰です。ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>事務局の皆さんも資料等を作成していただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>最後に都市整備部長より委員の皆様へお礼のご挨拶をさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会にあたりまして、皆様に御礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、本日はありがとうございました。</p> <p>本市として下水道事業審議会条例制定後、初めての諮問事項でございましたが、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、慎重なるご審議を頂き誠にありがとうございました。</p> <p>今回の審議会にて答申案を取りまとめしていただき、本審議会としては1つの大きな区切りとなりました。</p> <p>今後、下水道使用料改定に向けて判断がされていくものと考えております。</p> <p>本審議会は、本年5月30日に第1回が開催され、本日で計3回の審議会を開催させていただきました。</p> <p>この5か月の間、委員の皆様にはご多忙にも関わらず、審議会にご出席いただき、また、当市の下水道事業のあるべき姿と使用料改定について、大変貴重なご意見も寄せていただきました。</p> <p>これまで、有意義で円滑な審議会の運営にご理解・ご協力いただきま</p>

	<p>したことに對しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>会長様、副会長様におかれましては、公私大変ご多忙の中、毎回、島外からお越しいただき、専門的なご見識によりまして、審議会の運営にご指導・ご鞭撻をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。</p> <p>下水道事業は、市民にとって、なくてはならない重要な生活基盤であります。</p> <p>今後も私共は、安心安全な下水道サービスを提供していくため、鋭意努力してまいりますので、引き続き、ご指導いただくとともに、変わらぬご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これまで下水道事業審議会の運営にご尽力を賜りました委員の皆様は、心から御礼を申し上げます、簡単ではございますが、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>大変、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和6年度第3回洲本市下水道事業審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>